

○商工委員会

・内閣提出法律案(八件)

番号	件名						
63	31	30	29	26※	13※		
中小企業流通業務効率化促進法案	金属鉱業等鉱害対策特別措置法の一部を改正する法律案	特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法案	伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案	輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法案	石炭鉱業の構造調整の推進等の石炭対策の総合的な実施のための関係法律の整備等に関する法律案	衆	院議先
タ	タ	タ	タ	タ	四、一〇	二、一〇	月提日出
三、一〇	二、一七	二、一七	二、一七	二、一五	四、一〇	二、一〇	委員会付託
(予)三、一〇	(予)二、一七	(予)二、一七	(予)二、一七	(予)二、一五	(予)二、一〇	四、三、二六	委員会議決
可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	院
可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	三、二七	四、三、二七	本会議議決
三、一〇	二、一七	二、一七	二、一七	二、一五	四、二、一〇	四、三、一二	委員会付託
可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	三、六	四、三、一二	委員会議決
可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	三、一〇	四、三、一二	本会議議決
							備考

(注)※は予算関係法律案

衆議院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者	付月日	本院へ提出	参議院	衆議院	備考
9	ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律案	商工委員長 (四、四、一四)	予備送		委員会付託	委員会議決	
		四、一四					
		四、一四					
		四、一四					
		四、二四					
		(予)					
		四、二三					
		四、二二					
		四、二一					
		四、二〇					
		四、一九					
		四、一八					
		四、一七					
		四、一六					
		四、一五					
		四、一四					
		四、一三					
		四、一二					
		四、一一					
		四、一〇					
		四、九					
		四、八					
		四、七					
		四、六					
		四、五					
		四、四					
		四、三					
		四、二					
		四、一					
		四、〇					

番号	件名	提出者	月提出日	参議院	衆議院	議院	備考
75	特定債権等に係る事業の規制に関する法律案	衆	四、三、一七	四、三、一七	四、五、二八	四、五、二九	
		参	三、一七	三、一七	(予)	四、五、二八	委員会付託
			三、一七			四、五、二九	委員会議決
		可	四、一六	可	四、一六	四、五、二九	本会議議決
		決		決			
		可	四、一七	可	四、一七	四、五、二九	委員会付託
		決		決			委員会議決
			三、一七		三、一七		
		可	五、一三	可	四、一五	四、四、一五	衆議院
		決		決			委員会議決
		可	五、二四	可	四、二六	四、四、一六	本会議議決
		決		決			

石炭鉱業の構造調整の推進等の石炭対策の総合的な実施のための関係法律の整備等に関する法律案（閣法第一二二号）

要旨

本法律案は、石炭鉱業をめぐる諸情勢等からみて総合的な石炭対策を講じていくことがなお必要とされる現状にかんがみ、関係法律が廃止するものとされる期限を平成十四年三月三十一日まで延長するとともに、今後十年間を最終段階として、石炭鉱業の構造調整の円滑な推進を図るため、石炭鉱業の合理化及び安定のための措置並びに石炭会社等の事業の新分野の開拓を促進するための措置を講じ、あわせて炭鉱労働者の雇用の安定のための措置、石炭鉱害を速やかに復旧するための措置等を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正

- 1 法律の題名を石炭鉱業構造調整臨時措置法に変更することとともに法律の目的を改める。
- 2 石炭鉱業の構造調整の目標、石炭会社等の新分野開拓についての基本指針等を内容とする石炭鉱業構造調整基本計画を新たに定めることとし、加えて、石炭会社等の新分野開拓に対する支援の実施に必要な規定の整備を行う。
- 3 石炭鉱業の構造調整の円滑な推進のため、法の廃止期限を

平成十四年三月三十一日まで延長する。

二、炭鉱離職者臨時措置法の一部改正

- 1 法律の題名を炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法に変更するとともに、法律の目的を改める。

2 鉱業権者等の新分野開拓に伴う炭鉱労働者の雇用安定施策を新たに講じる。

- 3 石炭鉱業の構造調整に即応した雇用対策の推進のため、法の廃止期限を平成十四年三月三十一日まで延長する。

三、石炭鉱業経理規制臨時措置法及び産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部改正

二法の廃止期限を平成十四年三月三十一日まで延長する。

四、臨時石炭鉱害復旧法及び石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部改正

- 1 累積鉱害の最終的な解消を図るため、二法の廃止期限を平成十四年三月三十一日まで延長する。
- 2 累積鉱害解消後の体制を構築する。
- 3 鉱害の復旧促進を図るため、臨時石炭鉱害復旧法の手続きを充実させる。

五、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法の一部改正

石炭政策に伴う安定的財源を確保するため、法の廃止期限を平成十四年三月三十一日まで延長する。

六、石炭鉱業再建整備臨時措置法（昭和四十二年法律第四十九号）は、廃止する。

委員長報告

ただいま議題となりました両案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、石炭鉱業の構造調整の推進等の石炭対策の総合的な実施のための関係法律の整備等に関する法律案の主な内容は、総合的な石炭対策が必要とされる現状に鑑み、関係法律の廃止期限を平成十四年三月三十一日まで延長するとともに、石炭鉱業の構造調整への円滑な推進を図るため、経営の多角化・新分野開拓を促進するための措置を講じ、これにあわせて地域対策及び炭鉱労働者の雇用安定対策並びに石炭鉱害の早期復旧のための措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、本法律案による輸入・対内投資の促進効果、輸入促進地域の具体的候補地、空港・港湾関係労働者への影響等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、稼行炭鉱の維持と均衡点・新分野開拓の方向と可能性、鉱害復旧と地域振興、雇用安定対策の充実等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表し

て市川委員より反対、自由民主党及び民社党・スポーツ・国民連合を代表して中曾根理事より賛成、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び連合参議院を代表して対馬委員より賛成する旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し九項目の附帯決議を行いました。

次に、輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法案の主な内容は、輸入及び対内直接投資の促進を図るため、港湾・空港地域における輸入促進基盤施設の整備を行う者への出資、対内直接投資事業を行う者への債務保証等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、本法律案による輸入・対内投資の促進効果、輸入促進地域の具体的候補地、空港・港湾関係労働者への影響等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して市川委員より反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し八項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法案
(閣法第二六号)

要旨

本法律案は、最近における我が国を取り巻く国際経済環境の変化等に対応した国際経済交流促進の一環として、輸入を促進し、及び対内投資事業の実施を円滑に進めるため、所要の業務に対する産業基盤整備基金による出資、債務保証、税制上の優遇措置等を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、輸入促進措置

1 輸入促進地域において以下の措置を講ずる。

- イ 主務大臣は、輸入促進基盤整備事業及び輸入貨物流通促進事業の支援に関する事項等につき、地域輸入促進指針を定める。
ロ 都道府県は、地域輸入促進指針に基づき、地域輸入促進計画を作成し、主務大臣の承認を受けることができる。
ハ 承認を受けた地域輸入促進計画に基づく輸入促進基盤整備事業を行う者に対して、産業基盤整備基金による出資及

び債務保証を行うとともに、固定資産税等の不均一課税に伴う減収補填措置、地方債への配慮等を行う。

- ニ 輸入貨物流通促進事業を行う中小企業者について、中小企業信用保険の特例措置を講ずる。

ホ 以上の措置に対応して、民活法の一部を改正する。

- 2 特に輸入促進が必要かつ適切な特定製品の輸入を行う事業者について以下の措置を講ずる。

イ 産業基盤整備基金による債務保証を行う。
ロ 中小企業信用保険の特例措置を講ずる。

二、対内投資事業円滑化措置

- 1 特定対内投資事業者(一定の要件を満たす対内投資事業者)について以下の措置を講ずる。

イ 産業基盤整備基金による債務保証を行う。
ロ 税制の特例措置を講ずる。
ハ 中小企業信用保険の特例措置を講ずる。

- 2 市場の開拓の調査、従業員の研修等対内投資事業を支援する事業を行う者に対し、産業基盤整備基金による出資を行う。

三、その他

この法律は、平成八年五月二十九日までに廃止する。

委員長報告

一一〇、ページ参照

伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律

案（閣法第二十九号）

要旨

本法律案は、伝統的工芸品産業の一層の振興を図るため、伝統的工芸品等を活用した新商品の開発及び製造の事業、伝統的工芸品産業の振興を支援する事業等について、産業基盤整備基金による出資、中小企業信用保険法の特例措置等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、伝統的工芸品産業の振興の基本的な方向等について、通商産業大臣が基本指針を策定する。

二、伝統的工芸品を製造する事業者又はその組合等は、販売協同組合等と共同して実施する需要の開拓等の事業、伝統的工芸品等を活用した新商品の開発又は製造の事業、伝統的工芸品産業の後継者育成等の支援事業について、それぞれ計画を作成し、通商産業大臣の認定を受けることができる。

三、認定を受けた計画に基づく事業に対する支援措置として、産業基盤整備基金による出資、中小企業信用保険の特例措置、税

制上の特例措置等を講ずる。

四、伝統的工芸品産業振興協会の業務に、伝統的な技術又は技法は熟練した従事者の認定等の業務を追加する。

委員長報告

ただいま議題となりました兩法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案の主な内容は、伝統的工芸品産業の一層の振興を図るために、伝統的工芸品等を活用した新商品の開発及び製造の事業、伝統的工芸品産業の振興を支援する事業等について、産業基盤整備基金による出資、中小企業信用保険法の特例措置等の措置を講じようとするものであります。

次に、特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法案の主な内容は、特定中小企業集積の活性化を促進するため、都道府県が活性化計画において定める特定分野への中小企業者の進出等について、中小企業信用保険法の特例措置等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括議題として審議を進め、伝統的工芸品産業の後継者の確保、育成策、伝統的工芸品の需要拡大策、既存の中小企業対策と集積活性化法との関係、特定

中小企業集積の要件と承認の見通し等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。質疑を終わり、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法案（閣法第三〇号）

要旨

本法律案は、特定中小企業集積が地域中小企業の自律的発展の基盤として重要であることにかんがみ、都道府県が活性化計画において定める特定分野への中小企業者の進出等について、中小企業信用保険法の特例措置等の措置を講じ、特定中小企業集積の活性化を促進しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

「特定中小企業集積」とは、自然的経済的社会的条件からみて一体である地域において、工業に属する特定の事業又はこれと関連性が高い事業を相当数の中小企業者が有機的に連携しつつ行っている場合の当該中小企業者の集まりをいう。

2

「特定中小企業集積の活性化」とは、特定中小企業集積の存在する地域において中小企業者によって新たな経済的環境に即応した事業が行われることにより、当該特定中小企業集積の有する機能が強化され、かつ、当該特定中小企業集積における事業の構造が高度化することをいう。

二、活性化指針

通商産業大臣は、特定中小企業集積活性化のための基本的事項について指針（活性化指針）を策定する。

三、活性化計画

都道府県は、活性化指針に基づき、具体的な中小企業集積の特定、支援事業の内容等を記載した特定中小企業集積の活性化に関する計画（活性化計画）を作成し、通商産業大臣の承認を申請することができる。

四、進出計画

中小企業者（組合を含む）は、活性化指針及び活性化計画に基づき、特定分野への進出に関する計画（進出計画）を作成し、都道府県知事の承認を申請することができる。

五、円滑化計画

商工組合等は、その構成員たる中小企業者による特定分野への進出の円滑化を図るための新商品又は新技術の研究開発等の事業（円滑化事業）を実施しようとするとときは、その円滑化事

業に関する計画（円滑化計画）を作成し、都道府県知事の承認を申請することができる。

六、支援措置

承認を受けた計画に基づく事業については、中小企業投資育成株式会社法、中小企業信用保険法、中小企業団体の組織に関する法律の特例及び課税の特例措置等を講ずる。

七、本法律の廃止

この法律は、この法律の施行の日から十年以内に廃止する。

委員長報告

一三二一ページ参照

金属鉱業等鉱害対策特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第三一号）

要旨

最近、金属鉱山等の閉山に伴い、閉山後の採掘権者等には鉱山からの事業収入がないため、鉱害防止事業の確実かつ永続的な実施を図る上で、資金及び実施体制の確保に大きな不安を抱える等の問題が顕在化している。このような状況にかんがみ、本法律案は、当該地域住民の健康の保護及び生活環境の保全という観点か

ら、汚染者負担の原則にのっとり、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、次のとおりである。

一、定義規定の追加

1 「使用済特定施設」とは、特定施設のうち、使用を終了したものとをいう。

2 「指定特定施設」とは、使用済特定施設のうち鉱害防止事業の確実かつ永続的な実施を図る必要があるものとして通産大臣が指定するものをいう。

二、鉱害防止事業の実施に関する基本方針の策定内容の拡充

通商産業大臣は、すべての特定施設（坑道及び採石又は鉱さいの集積場）に係る鉱害防止事業について基本方針を定めなければならない。

三、鉱害防止事業計画の届出対象の拡大

採掘権者等に対し、使用済特定施設ごとに基本方針に沿った鉱害防止事業計画を作成し、鉱山保安監督局長等に届け出ることを義務付ける。

四、鉱害防止事業基金制度の創設

採掘権者等に対し、指定特定施設に係る鉱害防止事業を確実かつ永続的に実施するため必要な費用を金属鉱業事業團に設けられた鉱害防止事業基金に拠出することを義務付ける。

五、指定鉱害防止事業機関制度の創設

指定特定施設の鉱害防止業務については、通商産業大臣が指定する「指定鉱害防止事業機関」が、基金の運用益の交付を受けて実施する。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、金属鉱業等鉱害対策特別措置法の一部を改正する法律案の主な内容は、金属鉱山等の鉱害防止対策の現状にかんがみ、地域住民の健康の保護及び生活環境の保全の観点から、汚染者負担の原則にのっとり確実かつ永続的な鉱害防止事業に必要な資金を確保するとともに、所要の実施体制の整備を図るため鉱害防止事業基金及び指定鉱害防止事業機関制度の新設等の措置を講じようとしております。

委員会におきましては、鉱害防止事業基金への拠出金の算定、指定鉱害防止事業機関の運営のあり方、坑廃水処理技術の研究開発の必要性等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

委員会におきましては、会員の利益の保護、預託金の保証措置及び適正な運用等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。
質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
なお、本法律案に対し六項目の附帯決議を行いました。

次に、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律案は、衆議院商工委員長提出によるものであります。その主な内容は、ゴルフ場等の会員契約の現状にかんがみ、ゴルフ場等に係る会員契約の締結及びその履行を公正にし、並びに会員が受けけることのある会員契約に係る損害の防止を図るため、募集の届け出、会員契約の締結時期の制限、会員契約の内容等に関する書面の交付、会員制事業協会の指定等の措置を講じようとするものであります。

中小企業流通業務効率化促進法案（閣法第六二三号）

要旨

本法律案は、最近の物流量の増大、物流コストの急上昇等物資の流通をめぐる経済的・社会的事情の変化及びこれにより中小企業の事業活動に支障が生じている状況にかんがみ、中小企業者が行う流通業務の効率化のための措置を促進し、中小企業の振興を図るとともに、物資の流通の円滑化に資するため、中小企業信用保険法、貨物運取扱事業法等の特例措置その他の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

「流通業務効率化事業」とは、事業協同組合等が当該構成員たる中小企業者の流通業務の効率化を図るために実施する事業であつて、次に掲げる事業を併せて実施するものをいう。

- 1 流通業務を行うための共同配送センター等の施設又は設備を設置する事業
- 2 イの施設等を利用して中小企業者の流通業務である荷受け等を一体的に行う事業

二、基本指針の策定

主務大臣は、流通業務効率化事業の実施に関し、基本指針を定める。

三、効率化計画の認定

事業協同組合等は、流通業務効率化事業についての効率化計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができる。

四、認定効率化事業に対する支援措置

認定を受けた効率化計画に従つて実施する事業については、中小企業信用保険法、中小企業近代化資金等助成法、中小企業投資育成株式会社法、減価償却及び貨物運取扱事業法等の特例措置等を講ずる。

委員長報告

ただいま議題となりました中小企業流通業務効率化促進法案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申上げます。

本法律案は、最近の物資の流通をめぐる経済的・社会的事情の変化及びこれにより中小企業の事業活動に支障が生じている状況にかんがみ、中小企業者が行う流通業務の効率化のための措置を促進し、中小企業の振興を図るとともに、物資の流通の円滑化に資するため、中小企業信用保険法、貨物運取扱事業法等の特例措置その他の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、配達センターの設立とその運営方法、多頻度小口配達と下請との関係、荷主と運送業者との間における

料金設定のあり方等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し四項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

特定債権等に係る事業の規制に関する法律案（閣法第七四号）

要旨

本法律案は、リース契約及び割賦販売契約等に係る金銭債権その他の特定債権等に係る譲渡及び譲受けの事業並びに特定債権等に係る小口債権の販売の事業が増加している現状に鑑み、特定債権等に係るこれらの事業を公正かつ円滑にするとともに、投資者の利益を保護するため、特定債権等の譲渡及び譲受けについて届出の制度並びに特定債権等譲受業及び小口債権販売業を営む者について許可の制度を設ける等の措置を講ずることにより、これらの業務の適正な運営を確保しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特定債権等の定義

リース契約、割賦販売契約等に係る金銭債権を特定債権と定義するとともに、特定債権等、特定事業者、特定債権等譲受業、特定債権等譲受業者、小口債権、小口債権販売業、小口債権販売業者について定義する。

二、特定事業者（リース、クレジット会社等）による特定債権等の譲渡に関する規制

特定事業者等及び特定債権等譲受業者に対する特定債権等の譲渡及び譲受けの計画の通商産業大臣への届出の義務付け、特定事業者等に対する第三者対抗要件具備の義務付け等特定債権等の譲渡に関する必要な規制を行う。

三、指定調査機関の指定等

通商産業大臣は、譲渡特定債権等に関する調査業務を行わせるため、一定の基準を満たした調査機関を指定調査機関として指定するとともに、当該機関に対し事業計画提出の義務付け、立入検査、適合命令、指定の取消し等により必要な規制を行う。

四、特定債権等譲受業者に対する規制

特定事業者等から特定債権等を譲り受けてこれを行使する特定債権等譲受業者について、主務大臣による開業時の許可制を導入し、不適格者の参入を排除するとともに、事業譲渡及び合併の認可、兼業の制限、資産運用の制限等の規制を行う。

五、小口債権販売業者に対する規制

小口債権を販売する小口債権販売業者について、主務大臣による開業時の許可制を導入し、不適格者の参入を排除するとともに、顧客への書面交付の義務付け、契約解除期間の設定、不当な勧誘等の禁止等の規制を行う。

六、その他

特定投資者に関する一部適用除外規定、営業のために締結する小口債権販売契約等についての一部適用除外規定、銀行等に対する一部適用除外規定、主務大臣等に関する規定、罰則規定等を設ける。

委員長報告

ただいま議題となりました特定債権等に係る事業の規制に関する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、リース契約及び割賦販売契約等に係る金銭債権その他の特定債権等に係る譲渡及び譲り受けの事業並びに特定債権等に係る小口債権の販売の事業が増加している現状にかんがみ、特定債権等に係るこれらの事業を公正かつ円滑にするとともに、投資者の利益を保護するため、特定債権等の譲渡について届け出の制度並びに特定債権等譲り受け業及び小口債権販売業を営む者

について許可の制度を設ける等の措置を講ずることにより、これらの業務の適正な運営を確保しようとするものであります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、投資者保護の確保、調達資金の運用のあり方、多重債務者問題、ノンバンクの過剰融資問題等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して市川委員より反対、自由民主党を代表して中曾根理事より賛成、連合参議院を代表して古川委員より反対する旨の意見が、それぞれ述べられました。

次いで採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し八項目の附帯決議を行いました。
以上、御報告申し上げます。

計量法案（閣法第七五号）

要旨

本法律案は、我が国経済社会における国際化と技術革新の進展等の状況に対応した計量制度を確立するため、現行計量法を全面的に見直したものであって、計量単位について国際的な計量単位

との整合を図るための措置及び計量器に関する規制の一層の合理化を図るために措置を講ずるとともに、高精度計量に対応するための計量器の校正及び証明に関する制度を創設する等の措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、計量単位の見直し

1 計量法上取引・証明に使用することが認められている法定

計量単位を、原則として今世紀中に国際単位系（S.I.単位）に統一することを目的として、現在使用が認められている非S.I.単位を、段階的に法定計量単位から削除する。

なお、一定の輸入商品等における計量単位の表示については、ヤードボンド法等非法定計量単位との併記を認める。

2 本法の規制対象となる計量の範囲を拡大する。

3 計量単位の定義を法律事項から政令事項に移し替える。

二、計量器に対する規制の見直し

1 製造、修理、販売事業者に係る登録制を届出制に変更するとともに、計量器の検定制度については、型式承認制度を活用することにより、一定水準の製造・品質管理能力を有すると認められた指定工場の製品については検定を免除する制度を導入する。

2 規制の対象となる特定計量器の範囲を法律事項から政令事項に移し替える。

三、計量標準認証制度の創設

計量器の校正に用いられる計量標準を国から産業界に確実に供給し、かつ、国とのつながりを対外的に証明する制度を創設する。

委員長報告

ただいま議題となりました計量法案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国際化、技術革新等最近の計量をめぐる諸情勢に対応するため、現行計量法を全面的に見直し、法定計量単位の国際単位系への統一、製造事業者登録制度の届け出制への変更等、計量器に対する規制の見直し及び計量標準認証制度の創設等の諸措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、国際単位系への移行が国民生活等に与える影響、計量器の品質管理のあり方、指定検定機関、新設の指定製造事業者制度と既存検定機関との関係等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録よって御承知願います。質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し五項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律案（衆第九号）

要旨

ゴルフ場等に係る会員契約の現状にかんがみ、ゴルフ場等に係る会員契約の締結及びその履行を公正にし、並びに会員が受けることのある会員契約に係る損害の防止を図るため、募集の届出、会員契約の締結時期の制限、会員契約の内容等に関する書面の交付、会員制事業協会の指定等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

1 「会員契約」とは、当事者の一方が相手方に対してゴルフ場その他スポーツ施設又は保養のための施設であつて政令で定めるものを継続的に利用させる役務（指定役務）を提供することを約し、相手方がこれに応じて一定額以上の額の金銭を支払うことを約する契約をいう。

2 会員契約に基づき指定役務を提供する事業を行う者を「会員制事業者」と定義するほか、「会員」、「募集」、「会員契約代行者」、「預託金」について定義する。

二、募集の届出
会員制事業者は、募集をしようとするときは、あらかじめ、

主務大臣に、会員制事業者に関する事項及び会員契約に関する事項について、届け出なければならない。

三、会員契約の締結時期の制限

会員制事業者又は会員契約代行者は、施設が開設された後でなければ、当該施設に係る会員契約の締結をしてはならない。ただし、当該施設の開設に係る工事に關し必要な法令に基づく許可等の処分後で、かつ、当該施設が開設されない場合において拠出金の二分の一以上に相当する額の金銭を会員に支払うための措置がとられており、主務大臣にその旨を届け出た場合は、除外する。

四、会員制事業者等に対する規制

会員制事業者又は会員契約代行者に対し、会員契約の締結をしようとするとき及び締結したときにおいて、会員契約の概要等所定事項を記載した書面の交付を義務付けるとともに、誇大広告、不当な勧誘行為等の禁止、業務及び財産の状況に関する書類の閲覧、会員契約の解除期間の設定等所要の規制を行う。

五、会員制事業協会の指定

主務大臣は、会員制事業者に対する指導、会員等からの苦情の解決、預託金等に係る会員制事業者の債務の保証等の業務を行つるために民法第三十四条の規定により設立された法人を会員制事業協会として指定することができる。

六、その他

他の法律の適用による契約締結等についての適用除外、罰則等所要の規定を設ける。

委員長報告

一二三五ページ参照